



武雄市観光客誘致対策助成金のご案内

～～“武雄市内”の宿泊に対して助成金をお支払いします～～

武雄市では、各種会議、大会等の開催や修学旅行に伴い武雄市内にご宿泊された団体及び、団体をお世話いただいた旅行者の方へ助成金をお支払いします。

助成金が支払われるもの

1. 大会等（学会・総会・研修会
各種会議・各種スポーツ大会
同窓会・合宿等）
2. 修学旅行・国民体育大会・全国高校総体（旅行者のみ）

助成金が支払われないもの

1. 政治・宗教団体が主催、共催するもの
2. 営利を目的として催されるもの
3. 本市から他に補助を受けて開催されるもの
4. その他助成金交付にふさわしくないもの

条件

- ★武雄市内に延べ30泊以上の宿泊
(例：30名様以上で1泊・15名様で2泊など)

<申請者が団体様の場合>

大会等の助成金額

(基本額 10,000円) + (@300円×宿泊延べ人数)

※ 限度額 50,000円

基本額1万円と宿泊延べ人数に1人当たり300円を乗じた額との合計額をお支払いします。

(例) 10,000円+300円×50泊=25,000円

いくらもらえるの？



<申請者が旅行者様の場合>

大会等を斡旋した場合の助成金額

(基本額 10,000円) + (@100円×宿泊延べ人数)

※ 限度額 50,000円

基本額1万円と宿泊延べ人数に1人当たり100円を乗じた額との合計額をお支払いします。

(例) 10,000円+100円×50泊=15,000円

修学旅行等を斡旋した場合の助成金額

(泊数)	(補助金額)
30泊～ 99泊	→ 10,000円
100泊～199泊	→ 20,000円
200泊～299泊	→ 30,000円
300泊以上	→ 40,000円

申請・請求は、宿泊が完了してから
郵送で行って下さい。



提出期限は、大会終了後20日以内です。

～～～申請書等の様式は、武雄市のホームページからダウンロードできます～～～

- ① 助成金交付申請書及び実績報告書 <http://www.city.takeo.lg.jp/>
- ② 助成金交付請求書（申請者と振込み口座名義人は同一）
- ③ 宿泊証明書（宿泊先が発行する明細付領収書の写し）
- ④ 大会等の場合は、式次第や開催冊子等
- ⑤ 旅行者様が申請される場合は、斡旋証明（契約書等の写し）と行程表（修学旅行の場合）